

豊川市における空き家等の対策に関する協定書（素案）

豊川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、豊川市内における空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、豊川市内の空き家等に関し、発生の未然防止、流通・利活用、適正管理等の総合的な対策を推進することで、良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）空き家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- （２）管理不全な状態 次のいずれかに該当する空き家等の状態をいう。
- ア 建築物の倒壊、建築資材の剥落若しくは飛散又は敷地内に存する樹木の倒木により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れのある状態
- イ 容易に不特定の者が侵入することができ、火災及び犯罪を誘発する恐れのある状態
- ウ 敷地内に存する樹木若しくは雑草の繁茂又は資材等の散乱、害虫の発生等により、周辺的生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- （３）所有者等 空き家等を所有し、又は正当な権限に基づき管理する者をいう。

（協定事項）

第 3 条 甲は、この協定の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （１）市民から空き家等の_____に関する相談を受けた場合の乙の紹介
- （２）空き家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- （３）乙が行う空き家等に関する業務の広報
- （４）空き家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- （１）空き家等の_____に関する相談
- （２）甲が主催又は共催する所有者等に対する空き家等に関する相談会への会員の派遣

（３）甲が作成したパンフレット等の配布による空き家等の適正な管理に向けた啓発

（４）空き家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づく開示を求められた場合については、この限りでない。

（有効期間）

第 5 条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から令和〇年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から 1 年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の 1 か月前までに申し出を行うものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地
豊川市
豊川市長 〇〇 〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇△番地△
〇〇〇〇〇〇
会長 〇〇 〇〇

第3条の協定事項に記載する団体別の想定される相談内容について

○愛知県司法書士会

空き家等の法律や相続及び登記に関する相談

○愛知県宅地建物取引業協会

空き家等の売買に関する相談

○愛知県土地家屋調査士会

空き家等の不動産表示に関する登記及び敷地の境界確認等に関する相談

○愛知県弁護士会

空き家等の法律や相続及び登記に関する相談

○愛知建築士会

空き家等の耐震性、利活用、改修等に関する相談